

変わる10年研・初任研

1 教職10年経験者研修見直しの趣旨（教育公務員特例法の一部を改正する法律）

新学習指導要領の下、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図るためには、実際に指導に当たる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされています。

そのため教育公務員特例法を改正して、教諭等としての在職期間が10年に達した者に対する個々の能力、適性等に応じた研修を制度化するものです。

2 見直しの要点（教育公務員特例法の一部を改正する法律）

- ① 教員が中堅段階に進んでいく期間の中でも、特に重要な時期である教職経験10年を経過した教員に対して、任命権者が、校長の勤務成績の評定結果や教員の研修実績等に基づき、教員のニーズ等に応じた研修を実施するものです。
- ② 一定の力量を備えた教員に対しては、より指導力を高めるための研修や、これからの学校や教員に求められるマネジメントや、学校の説明責任に関する素養を身に付けるなど、その得意分野づくりを促すものです。
- ③ 苦手分野や弱点を抱えている教員に対してはその分野に必要な指導力等を補うことのできるような、個々の教員の力量に応じた研修を実施するものです。

3 研修の実際

- ① 対象は、全校種の教職10年を経過した教員。
- ② 研修実施の事前に、校長が個々の教諭等の能力、適性等を評価し、教諭等ごとに研修計画書を作成します。
- ③ 夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において研修を実施することになります。（校外研修）

④ 課業期間に、20日間程度、長期休業期間中の研修において習得した知識や経験を基に、主として校内において研修を実施することになります。（校内研修）

⑤ 研修終了時に、個々の教員の能力、適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用することになります。

4 本県教職10年経験者研修の枠組み（校外研修）

研修内容	日数
① 校長等連絡協議会	1日（1日）
② 共通研修	3日（3日）
③ 教科指導等研修	6日（4日）
④ 生徒指導等研修	5日（3日）
⑤ 選択研修	5日（5日）
合計	20日（16日）

※表中、（ ）内は高等学校の場合。

変わる初任者研修の概要

昨年度まで、校外研修（各課・教育センター・各教育事務所・市町村教委）として30日間行われていましたが、全校種各5日間が減ぜられることとなります。平成15年度からは、以下の表のとおりとなります。

校種	研修担当	日数
小・中	義務教育課1，総合教育センター14 各事務所5，市町村教育委員会5	25
高校	高校教育課11，総合教育センター14	25
特殊	幼児・養護10，総合教育センター15	25

.....お知らせ掲示板.....

レファレンスサービス

当センターでは、県内の優れた授業実践で使用された学習指導案（研究指定校で開発されたものを含む）の収集、提供サービスを行っています。現在は、「花まるっ教育ネット」にある教育情報データベースから自由にダウンロードできます。（ただしIDが必要）

特に、教科名や学習内容等でキーワード検索することで、簡単に該当する学習指導案を探し出せます。昨年度からデータもPDF形式となりその利便性を高めています。

刊行物

年度末に下記の刊行物をお届けします。

- ◆当センターの各部の研究及び指導主事の個人研究をまとめた「研究紀要」
- ◆研究指定校11校の研究をまとめた「研究の成果と課題」
- ◆全国から当センターに送付された教育研究資料をまとめた「総合目録」
- ◆来年度の「講座案内」
- ◆「研修員研究集録」……これは各地教委に配布します。

ホームページ

「花まるっ教育ネット」のホームページに、子供たちが利用できる《学習情報》、先生たちが利用できる《指導情報》のページを新たに設けました。

さらに、総合教育センター紹介のページも一新します。研修講座やスタディイン総合教育センターの様子などの紹介ページを追加します。「花まるっ教育ネット」のトップページにある「総合教育センターの紹介」をクリックしておいでください。